

## 問1 (憲法)

以下の事例における国政調査権の行使は憲法上許容されるか、論ぜよ。

元国務大臣であるAが、在職中、B社から多額の現金を受け取り、B社のために職務権限を行使して便宜を図ったのではないかという疑惑が浮上した。AとB社の幹部それぞれに対して、検察による任意の取調べが行われるなど、この問題は汚職事件へと発展した。こうした中、衆議院も、独自に疑惑を解明するべく、特別委員会を設置した。特別委員会は、検察から任意の取調べを受けたAとB社幹部に対して、証人としての出頭を求め尋問を行った。その後、証人として出頭したAとB社幹部は起訴された。特別委員会はその後も調査を継続し、事件の経緯について検察に報告を求めるとともに、担当検察官を参考人として招致することとした。この要求に応じて、検察は報告書を提出し、また担当検察官が国会で証言を行った。

## 問2 (行政法)

次の設例を読み、以下の設問①～③に答えよ。

(設例)

Xは30年前にY県の公立学校教員に採用された教諭であり、現在はY県内の公立中学校においてバスケットボール部の顧問を務めていた。Xは、同部の部員Aが万引きをしていたことを知り、Aを問い詰めたところAが反抗的な態度をとったので、Aを殴り全治2週間のけがを負わせた。Xは指導熱心なことで知られ、同校バスケットボール部はXの指導により幾度も県大会で優勝していた。一方でXは、本件暴行の2年前には部活動における練習の際に数名の部員を平手打ちしたとしてY県教育委員会（以下、Y県教委とする。）から戒告処分を受けていた。

Aの保護者からの苦情を受けてY県教委はXに対する処分の検討を開始した。その間、Xを慕うバスケットボール部のOBらが情状酌量の嘆願書を提出するなどの動きがあったが、Y県教委は過去に処分歴があることや本件暴行が新聞等で報道されることにより本件中学校の教諭に対する信用も大きく傷つけられることになったといった非違行為の重大さを理由に、Xに対して停職6月の処分を下した。本件処分の根拠法規である地方公務員法第29条は、職員が法律・条例・規則等に違反した場合、職務上の義務に違反した場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合には懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものと定めている。

Xは、本件停職処分はこれまでの自身の教育への熱意と実績といった事情を踏まえるならば重きに失するとして不服であったので、停職期間の経過後に、Y県を被告として本件停職処分の取消訴訟を提起した。

### 設問①

Xが本件停職処分の取消訴訟を提起したのは停職期間が経過し復職した後であったので、本件停職処分の効果は既になくなっている。Xによる本件訴訟の提起は適法か。理由を含めて論ぜよ。

Xによる本件訴訟の提起が適法であるとして、以下の設問②及び③に答えよ。

### 設問②

Xは本件訴訟において、停職処分につきいかなる違法事由を主張できるか。予想されるY県の主張を挙げた上で、これに対し反論するという形式で論ぜよ。その際、事実を摘示するだけでなく、それが法的にどのような意味をもつかも踏まえること。

### 設問③

Y県は、職員の懲戒についてY県教委が内部的に処分基準を定めており、本件処分はこれに則ったものであるとしてその適法性を主張している。このような主張は法的に見て適当なものであるか、論ぜよ。

**問3**（政治学）

参加民主主義は、代議制民主主義を補完することを目的に登場した。参加民主主義と、シュンペーターらのエリート主義的な民主政治モデルや多元的民主主義との相違点を説明せよ。その際、参加民主主義により得られる政治的有効性感覚が議会制民主主義にもたらず効果に触れること。

#### 問4（経済学）

中央銀行の役割の一つは貨幣を供給することである。これに関する以下の設問①～③に答えよ。

##### 設問①

日本の中央銀行である日本銀行は様々なマネーストック（通貨量）指標を公表している。日本銀行が公表しているマネーストック指標を挙げた上で、その特徴を説明せよ。

##### 設問②

貨幣乗数について説明した上で、銀行の倒産などで金融システムに不安が生じた際に、貨幣乗数がどのように変化するのか説明せよ。

##### 設問③

中央銀行が貨幣供給量をコントロールする代表的な三つの手段を説明した上で、日本銀行が1990年代以降、これらの手段をどのように用いてきたのかについて説明せよ。その際、用いなくなった手段については、用いなくなった理由について言及せよ。